児童虐待の防止等に関する法律違反事件の捜査に当たって留意すべき事項について

（平成20年２月22日
警察庁丁少発第31号、警察庁生活安全局少年課長から警視庁生活安全部長、
各道府県警察本部長、各方面本部長宛て）

（概要）

平成20年４月１日に施行される児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）の違反事件捜査に当たって留意すべき事項を示したものである。

主な内容は、

○　立入調査拒否事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第９条関係）

○　接近禁止命令違反事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第12条の４関係）

である。